

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第32号

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項中「（以下「使用者」という。）」を削る。

第46条の2の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用料の減免）

第46条の3 条例第58条の11第6項の規定により駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、市長が別に定める申請書にその理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第48条を第55条とし、第47条の次に次の7条を加える。

（特定共同浴場）

第48条 条例第58条の14の規則で定める共同浴場は、湯川団地共同浴場（別表第1（4）の表に規定する湯川団地共同浴場をいう。以下本則において同じ。）とする。

（湯川団地共同浴場の供用時間および休場日）

第49条 湯川団地共同浴場の供用時間は、午後3時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 湯川団地共同浴場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休場し、または休場日に臨時に開場することができる。

(1) 月曜日および木曜日

(2) 1月1日から1月3日までの日

(湯川団地共同浴場の職員)

第50条 湯川団地共同浴場に必要な職員を置く。

(湯川団地共同浴場の使用券等)

第51条 湯川団地共同浴場を使用しようとする者は、使用券または使用回数券を購入し、所定の箇所に提出しなければならない。

2 前項の使用券および使用回数券の様式は、別表第3のとおりとする。

(湯川団地共同浴場の使用料の減免)

第52条 条例第58条の16第2項の規定により湯川団地共同浴場の使用料の減免を受けようとする者は、市長が別に定める申請書にその理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(湯川団地共同浴場の使用料の還付)

第53条 条例第58条の17ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他湯川団地共同浴場を使用する者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合 既納の使用料の全部または一部の額

2 湯川団地共同浴場の使用料の還付を受けようとする者は、市長が別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(湯川団地共同浴場の使用者の遵守事項)

第54条 湯川団地共同浴場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物等を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食しないこと。

(3) 喫煙しないこと。

(4) 許可なく看板，ポスター等の掲示をしないこと。

(5) その他湯川団地共同浴場の職員の指示に従うこと。




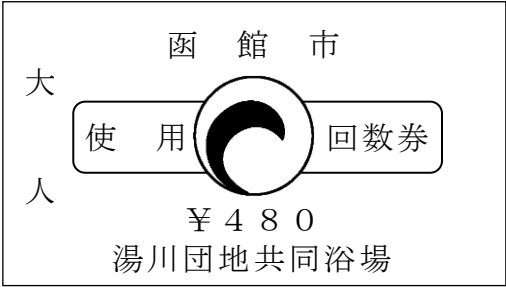
別表第 1 (3) の表を削り，別表第 1 (4) の表を別表第 1 (3) の表とし，同表の次に次の 1 表を加える。

(4) 共同施設（共同浴場）

| 名 称 | 位 置 | |
|-------------|------|-------|
| | 町 名 | 街区符号 |
| 湯川団地共同浴場 | 上湯川町 | 6 番 |
| 五稜郭改良団地共同浴場 | 五稜郭町 | 1 7 番 |

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第3（第51条関係）

| 区 分 | 様 式 | 摘 要 |
|---------|--|---|
| 使用券（大人） |  <p>¥480 大人 函館市湯川団地共同浴場</p> | <p>地色 白色 文字および模様 黒色</p> |
| 使用券（中人） |  <p>¥140 中人 函館市湯川団地共同浴場</p> | <p>地色 白色 文字および模様 黒色</p> |
| 使用券（小人） |  <p>¥70 小人 函館市湯川団地共同浴場</p> | <p>地色 白色 文字および模様 黒色</p> |
| 使用回数券 |  <p>函 館 市 大 人 使 用 回 数 券 ¥480 湯川団地共同浴場</p> | <p>大人1回券11枚つづり 地色 黄色 文字および模様 黒色</p> |

附 則

この規則は、令和5年10月17日から施行する。